|  |  |
| --- | --- |
| **育児** | **休業取扱通知書** |
| **介護** |

　　　　　　　　　殿

　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事業主名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　代表者名　　　　　　　　　　　　印

貴殿が　　　年　　月　　日にされた（育児・介護）休業の申出について、その取扱いを下記のとおり通知します（ただし、期間の変更の申出があった場合には下記の事項の若干の変更があり得ます。）

記

|  |  |
| --- | --- |
| １　休業の期間等 | ・適正な申出がされていましたので申出どおり  　　　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで休業をして下さい。  　　職場復帰予定日は、　　年　　月　　日です。  ・申し出た期日が遅かったので休業を開始する日を　　年　　月　　日にして  下さい。  ・貴殿は以下の理由により休業の対象者でないので休業することはできません。　[　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　]  ・貴殿が　　年　　月　　日にした休業申出は撤回されました。  ・(介護休業の場合のみ)申出に係る対象家族について介護休業ができる日数はのべ93日、3回までです。今回の措置により、介護休業ができる日数は  残り〔　　　〕日、〔　　　〕回になります。 |
| ２　休業期間中の取扱い等 | (１)休業期間中については給与を支払いません。  (２)所属は　　　　　　　のままとします。  (３)社会保険料については以下のとおりとします。  　・(育児休業の場合のみ)貴殿の社会保険料は免除されます。  ・(介護休業の場合のみ)貴殿の社会保険料本人負担分は、　　月現在で  1月約　　　　　円ですが、休業を開始することにより、　　月からは給与から  天引ができなくなりますので、月毎に事業所から支払い請求書を通知します。指定された日までに下記へ振込み頂くか、持参して下さい。  　　振込先：  (４)住民税については市区町村より直接納税通知書がいきますので、それに従って支払って下さい。 |
| ３　休業後の労働条件 | (１)休業後の貴殿の基本給は　　　　　　　　円です。  (２)　　年　　月の賞与については算定対象期間に　　日の出勤日がありますので、出勤日数により、日割りで計算した額を支給します。  (３)退職金の算定にあたっては、休業期間を差し引いて勤続年数を計算します。  (４)復帰後は原則として休業する前と同じ職務について頂く予定ですが、休業終了1ヶ月前までに正式に決定し、通知します。  (５)貴殿の　　年度の年次有給休暇は、あと　　日ありますので、これから休業期間を除き、　　年　　月　　日までの間に消化して下さい。次年度の年次  　有給休暇は、今後　　日以上欠勤がなければ、繰越分を除いて　　日の年次  　有給休暇を請求できます。 |
| ４　その他 | 子息を養育しなくなる、家族を介護しなくなる等、貴殿の休業に重大な変更を  もたらす事由が発生したときは、なるべくその日に事業所に電話連絡して下さい。  この場合の休業終了後の出勤日については、事由発生後2週間以内に該当日を事業所と話し合って決定して頂きます。 |